

表 対象となる施設

施設分類	施設	定義
行政施設	市役所本庁舎	地方自治法第4条第1項に規定する施設
	分庁舎等	地方自治法第244条の2に規定する施設
子育て施設	地域子育て支援センター	児童福祉法第6条の3第6項に規定する事業を行う施設
商業施設	スーパーマーケット等商業施設	店舗面積が1,500㎡を超える大規模小売店舗
医療施設	病院	医療法第1条の5の1に規定される病院
金融施設	銀行	銀行法第4条第1項に基づく銀行
	信用金庫	信用金庫法に基づく信用金庫
教育・文化施設	図書館	図書館法第2条に規定する図書館 (地方公共団体または民法第34条の法人が設立するもので学校に付属する図書館(室)は除く)
	博物館・美術館	博物館法の登録博物館で地方公共団体または民間が設置した展示施設
	大学、専門学校	学校教育法に基づく大学、専修学校